

国民健康保険高額療養費支給申請書

(令和 年 月診療分)

※記入の際、裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。

① 被 保 険 者 の 記 号 ・ 番 号		滋 甲											
② 個 人 番 号													
③ 療 養 を 受 け た 被 保 険 者 の 氏 名 お よ び 生 年 月 日		年 月 日 生			年 月 日 生			年 月 日 生			年 月 日 生		
④ 区 分 世 帯 主 と の 続 柄 と 被 保 険 者 区 分		1:義務教育就学前の乳幼児 2:義務教育就学後～70歳未満 3:70歳以上（後期高齢者除く） 4:70歳以上（後期高齢者除く） で現役並み所得者			1:義務教育就学前の乳幼児 2:義務教育就学後～70歳未満 3:70歳以上（後期高齢者除く） 4:70歳以上（後期高齢者除く） で現役並み所得者			1:義務教育就学前の乳幼児 2:義務教育就学後～70歳未満 3:70歳以上（後期高齢者除く） 4:70歳以上（後期高齢者除く） で現役並み所得者			1:義務教育就学前の乳幼児 2:義務教育就学後～70歳未満 3:70歳以上（後期高齢者除く） 4:70歳以上（後期高齢者除く） で現役並み所得者		
		続柄			続柄			続柄			続柄		
		① 一 般 2 退職本人 3 退職扶養			1 一 般 2 退職本人 3 退職扶養			1 一 般 2 退職本人 3 退職扶養			1 一 般 2 退職本人 3 退職扶養		
⑤ 傷 病 名		レセプトどおり											
⑥ 療 養 を 受 け た 病 院 ・ 診 療 所 ・ 薬 局 等 の 名 称 お よ び 所 在 地	名 称	レセプトどおり											
	所 在 地	レセプトどおり											
⑦ ⑥の病院等で療養を受けた期間および入院・入院外別		月 日から 月 日まで 日間			月 日から 月 日まで 日間			月 日から 月 日まで 日間			月 日から 月 日まで 日間		
		1 入院 2 入院外			1 入院 2 入院外			1 入院 2 入院外			1 入院 2 入院外		
⑧ ⑦の期間に受けた療養に対し病院等で支払った額		領収書どおり 円											
⑨ 他の制度により自己負担相当額またはその一部の支給を受けられるかどうか		1 受けられる (制度名) (費用徴収の有・無) 2 受けられない			1 受けられる (制度名) (費用徴収の有・無) 2 受けられない			1 受けられる (制度名) (費用徴収の有・無) 2 受けられない			1 受けられる (制度名) (費用徴収の有・無) 2 受けられない		
⑩ 今回申請の診療月以前1年以内に高額療養の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月		1 令和 年 月診療分			2 令和 年 月診療分			3 令和 年 月診療分					
⑪ 70歳以上の方で過去1年間の内に次に掲げる事項に該当された方は、右記の番号に○をつけてください		1 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」又は、「国民健康保険限度額適用認定証」を所持された方 2 一部負担金の割合について「国民健康保険基準収入額適用申請書」を提出された方											
⑫ 備 考													
上記のとおり申請します。 世帯主の個人番号													
令和 年 月 日 住 所													
甲賀市長 あて 氏 名													
電 話													
⑬	払渡希望機関の名称								普通・当座				
									口座番号				
			ふりがな 預金名義人										
確認欄	市町民 税の 状況	901万円超	690万円超	確認者職氏名				多数回 該当	令 和 年 月 日 確認者職氏名				
		600万円超901万円以下	380万円超										
		210万円超600万円以下	145万円超										
		210万円以下	一般										
		非課税	低Ⅱ・低Ⅰ										

●第三者等の有無 1. 有（業務上・第三者） 2. 無

記入上の注意

- 1 申請書は診療月ごとに作成してください。
2 ***70歳未満の方**

被保険者一人の方が同一月に同一医療機関に支払った自己負担額（入院と外来は別計算）が、下表（70歳未満）の自己負担限度額を超えた場合、医療機関ごとに記入してください。また、同一国保世帯で、同一月に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合も、医療機関ごとに記入してください（世帯合算）。

***70歳以上（後期高齢者医療制度対象者を除く）の方**

- ・外来分は個人ごとに自己負担限度額を適用します。〔個人単位〕
同一月の外来の自己負担額合計が、下表（70歳以上）の個人単位欄の自己負担限度額を超えた場合、すべて医療機関ごとに記入してください。
 - ・同一月に入院がある場合は、世帯単位の自己負担限度額を適用します。〔世帯単位〕
同一月の自己負担額合計（外来分は個人単位の自己負担限度額を上限として加算）が、下表（70歳以上）の世帯単位欄の自己負担限度額を超えた場合、医療機関ごとに記入してください。
 - ・70歳未満の方が同一世帯に属している場合は、70歳未満の自己負担額（21,000円以上の療養があるときに限る）を合算して、70歳未満の自己負担限度額を適用します。
- 3 ⑧欄は病院等で支払った額のうち、保険診療分に係るものについてのみ記入し、特別質料、歯科で認められている差額徴収等については、除いてください。（入院中の食事代の一部負担額は、この高額療養費の対象になりません。）ただし、その額が明確でないときは、病院等で支払った金額を記入し、⑫の備考欄にその旨を記入してください。
- 4 ⑨欄は他の制度により医療費の自己負担相当額またはその一部の支給を受けられるかどうかについて、該当する方に○印をつけ、受けられる場合は、制度名（例：更生医療・特定疾患治療研究事業）を記入してください。また自己負担相当額の一部について費用を徴収されたか否かについては、該当する方に○印をつけてください。
- 5 ⑩欄は今回申請の診療月以前の12ヶ月以内に高額療養費を3回以上受けたことがある場合に、直近3回分についてそれぞれ記入してください。
- 6 領収書をこの申請書に添付してください。
- 7 申請者と口座名義人が異なる場合は、名義人に領収権を委任したものとみなします。
- ※病院等から交付された処方箋により、薬局で調剤を受けた時は、処方箋を交付した医科（歯科）の一部負担金と合算します。
- ※自己負担額には、柔道整復、あんま、はり、きゅう等の施術で支払った自己負担相当額も該当します。

高額療養費の自己負担限度額

70歳以上 （後期高齢者医療制度を除く）	課税所得 690万円以上	課税所得 380万円以上	課税所得 145万円以上	一般	低所得Ⅱ（注1）	低所得Ⅰ（注2）
				・課税所得145万円未満 ・収入合計額520万円未満 （1人世帯の場合は383万円未満）	・市町村民税非課税	・市町村民税非課税 （所得が一定以下）
個人単位 （外来+調剤薬局）	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	18,000円 （年間144,000円上限） 年間とは8月～翌年7月	8,000円	8,000円
世帯単位 （入院+外来+調剤薬局）	（過去12ヶ月間に4回以上高額療養費の支給があった場合は、4回目以降は140,100円となります。）	（過去12ヶ月間に4回以上高額療養費の支給があった場合は、4回目以降は93,000円となります。）	（過去12ヶ月間に4回以上高額療養費の支給があった場合は、4回目以降は44,400円となります。）	57,600円 （過去12ヶ月間に4回以上高額療養費の支給があった場合は、4回目以降は44,400円となります。）	24,600円	15,000円

70歳未満	旧ただし書 所得901万円超	旧ただし書 所得600万円超 901万円以下	旧ただし書 所得210万円超 600万円以下	旧ただし書 所得210万円以下	市町村民税 非課税
1. 自己負担限度額	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%加算	57,600円	35,400円
2. 多数回該当 （4回目以降）	140,100円	93,000円	44,400円		24,600円
3. 世帯合算	21,000円		21,000円		21,000円

70歳未満、70歳以上共通

特定疾病 ^⑬	10,000円 70歳未満の人工透析をしている、旧ただし書所得600万円超である方の場合には20,000円
-------------------	--

（注1）低所得Ⅱとは、その属する世帯の世帯主および世帯員の国保被保険者全員が市町村民税非課税である方。
（注2）低所得Ⅰとは、その属する世帯の世帯主および世帯員の国保被保険者全員が市町村民税非課税であって、その世帯の所得が一定以下（年金収入のみの方の場合、年金受給額80.67万円以下など、総所得金額がゼロの方）の世帯に属する方。